

# 常勤理事の退職慰労金規程

社会福祉法人 協同福社会

(目的)

第1条 この規程は常勤理事の退職慰労金について定める。

(算定基礎額)

第2条 理事長の退職慰労金の算定基礎額は、退職時報酬年額の1/2とする。

2 常務理事及び業務執行理事は、「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」の「退職手当金額早見表」による。

(算定式)

第3条 理事長の退職慰労金の計算式は以下の通りとする。

「算定基礎額×役位別在任年数×支給率係数」

(在任年数)

第4条 在任年数は1年を単位とする。1年未満の端数は月割りとし、1ヶ月未満の端数は1ヶ月に繰り上げる。

(支給率係数)

第5条 理事長の支給率係数は1.35を限度として理事会において決定する。

(功労加算)

第6条 在任中功績顕著と認められる場合は、理事会の議決を経て功労加算することができる。ただし、その範囲は、理事長は第3条で定められた金額の2/3以内、常務理事は、第2条第2項で定められた「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」の「退職手当金額早見表」で計算された金額の2倍以内、業務執行理事は第2条第2項で定められた「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」の「退職手当金額早見表」で計算された金額の4/5以内とする。

2 常務理事及び業務執行理事の功労加算は、「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」の「退職手当金額早見表」に変更があった場合は、理事会の議決を経てその割合を改定することができる。

(減給、停止)

第7条 在任中、協同福社会に対して重大な損害をもたらし、或いは協同福社会の意思に反して退職した場合、又は、協同福社会の経営状況の悪化、その他これに相当する事由がある場合は、理事会の議決を経て退職慰労金の一部又は全部を支給しないことがある。

(支給手続き)

第8条 退職時直近の理事会の議決を経て決定し、評議員会の承認を得ることとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

1. この規程は、2005年3月6日から実施する。
2. この規程は、2017年5月27日に一部改定して実施する。